

団体の概要 (N G O / N P O 用)

団 体 名 N P O 法 人 環 境 I S O 自 己 宣 言 相 互 支 援 ネットワーク J A P A N

所在地	〒524-0011 滋賀県守山市今市町 1 3 9 番地 4 TEL: 077 - 582 - 7283 FAX: 077 - 582 - 7283 E-mail: iso@selfdecl.jp		
ホームページ	http://www.selfdecl.jp		
設立年月	2 0 0 2 年 1 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 2 0 0 2 年 1 月 1 7 日		
代表者	清 水 博	担当者	清 水 博
組 織	スタッフ 1 名 (内 専従 1 名) 個人会員 1 3 名 法人会員 2 名 その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	全国津々浦々に環境保全活動の環が広がることを願い、平成 1 3 年 4 月から任意団体として I S O 自己宣言方式による環境管理システムの普及活動を開始したが、状況判断により同年 9 月から法人化に向けて作業を開始し、滋賀県の認証を受け平成 1 4 年 1 月 2 3 日設立した。		
団体の目的	日本国に住所を有するあらゆる種類・規模の、法人か否か、公的か私的かを問わず、独立の機能及び管理体制をもつ、企業、会社、事業所、官公庁もしくは協会、又はその一部若しくは結合体 (組織) に対して環境の保全を図る活動のメリットを啓発するとともに、環境 I S O 1 4 0 0 1 規格への適合の自己宣言方式を普及するための事業を行い、並びに、組織の活動、製品及びサービス (社会福祉事業を含む。) の質の向上を図るための事業を行い、並びに、組織の活動、製品及びサービス (社会福祉事業を含む。) の質の向上を図るための事業を行い、もって公共の利益の増進に寄与すること		
団体の活動 プロフィール	I S O 1 4 0 0 1 規格の用語の解説集及び逐条解説を作成しインターネット上で公表 環境審査登録制度に対抗する環境 I S O 自己宣言登録制度を平成 1 4 年 9 月にインターネット上で発表 滋賀県 (元) 中主町役場他 10 数社に環境 ISO 導入のコンサルティング実施 環境保全活動と業務活動を融合化して管理する環境経営の考え方、合理的な環境マネジメントプログラム作成の手法、法的要求事項特定の手法をインターネット上で公表 環境経営管理システム自主確立マニュアルと運用管理マニュアルを取りまとめ中 これにより、パソコンと対話形式で環境マネジメントシステムを構築し、運用管理できるプログラムソフトの開発とを目指している。 このプログラムソフトを C D に収め、当団体の会員に無償提供する計画		

活動事業費 (平成16年度) 1 , 2 9 6 千円

政策のテーマ

環境優先思想を定着させる抜本的環境政策の転換

■ 政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 地球温暖化の防止

■ 政策の手段

制度整備及び改正、組織・活動

団体名：NPO法人 環境ISO自己宣言相互支援ネットワークJAPAN
担当者名：清水 博

政策の目的

人の営みにおける思考・行動の根底に環境を最優先とする思想をあらゆる組織、家庭、個人に定着させ、環境経営に取り組んでもらい、循環型社会の実現を目指す。

背景および現状の問題点

様々な団体が環境保全推進の旗振りをしているものの、全国的な活動とまでには至っていない。環境保全活動は難しいことではないが、習慣づいていないため環境保全活動に面倒くささが付きまとい、安易に流され、長続きせず、継続していたとしても実質を欠いた表面的な活動でしかない。行政、施策、企業活動、家庭生活、あらゆることが環境優先を根底にしたものとなっており、循環型社会形成といいつつ、社会全体が環境に関しマッチポンプ的活動でお茶を濁しているように感じられる。

政策の概要

国民の皆様が循環型社会の実現に協力するように環境保護の推進を国の最重要理念とする。

このため、日本国憲法改正時に「環境条項」を加える。

注： 環境保護は、基本的人権、自由・平等、教育等の保障、国の防衛と同等の位置づけをする。

環境保護の推進は国の構造改革と連動する。（国政の環境経営ということになる。）

すなわち、小さな政府を目指すことが環境負荷を減ずることになる。

（無駄遣い、不法行為、不作為、怠慢、判断誤り、など否定的な環境側面はすべて環境負荷の増大になる。環境経営はこれらの環境側面を少なくしていくことである。）

憲法改正を待つことなく、すべての法律に「環境条項」を加える一括改正法を制定する。

注： 全ての法律に「環境条項」を規定することで、各法律の施行方法により環境負荷の増大を誘発することを抑制する。

一括改正法の制定を待つことなく、環境省は、国の機関をはじめ全ての組織は環境経営に取り組むことを推奨する。

注：「環境経営」とは「組織のコンプライアンス性の確保」と上記の環境側面を含むあらゆる環境側面に「環境への心づかいを注意深くする」ことで、経営改善を志向するものである。

上記環境省の推奨を待つことなく、国をはじめ全ての組織は、その発行する文書に読みやすく「当社は、環境への心づかいを注意深くしています。」などの文言を挿入するなどして環境経営に取り組んでいることを情報公開し、定期的に環境データ（経営改善データ）を公開する。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

日本国憲法の改正

環境省は関連する会議に協力メンバーを参画させ、世論の高まりを促す。

↑

すべての法律に環境条項加える一括改正法の制定

環境関連法の抜本的見直しと整理統合を行いわかりやすくする

環境省は草案を策定し、各省庁・団体に説明し、賛同を求める。

環境省は法案を策定し、国会に制定を働きかける。

↑

あらゆる組織に対する環境経営への取り組みの推奨

環境省は「環境経営」の定義づけを行い、その手法を開発させ、環境保護への効果・優位性の論理武装を行う。

環境省は、関連団体に環境経営への取り組みの普及・啓発を担わせる。

↓

環境経営への取り組みの情報公開

環境保全、循環型社会形成、経営改善に関心をもつ組織は、環境経営への取り組みの情報公開を行い、後戻りしないという姿勢を利害関係者に示す。

この政策では、一括改正法をツールとして行財政改革、構造改革を推進し、国債発行額や歳出を毎年減ずるとする数値目標の設定は可能である。

個々の組織にとっても、環境経営による費用対効果の数値目標を設定することは容易である。

（注： 個々の組織や個人が二酸化炭素排出量を算出するより、金額換算で節約比率を目標値とするのが環境保全活動・組織にとって現実的である。）

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

環境主役の国民をその気にさせるよう、司、司で自ら本務に全力を挙げて取り組むことで達成できる。

循環型社会形成への王道を確立するためであって、ばらばらで行われている環境施策を整理統合しようというものであるので実施主体は環境省が適当である。

新しい施策のため予算を使うこと、実施主体を新たに設けることは環境負荷を増大させるだけであり、数ある環境関連団体を整理統合して国民に分かり易い形にし、必要に応じて適当な団体と協働して新しい施策の普及・啓発に当たらせるとよい。

環境経営への取り組みをどのように行うのがよいのか啓発するについて、CD-ROMに環境経営のノウハウを収録する計画をもつ当団体は主体的に行う能力を有する。

また、各法律に盛り込む「環境条項」についても当団体は求めに応じてご提案する用意がある。

この政策は、権益を生まないような形になることが重要。

政策の実施により期待される効果

「人の営みは環境から影響を受け、かつ、環境に影響を及ぼすもの」という真理に立脚し、「人と環境との影響を最優先に考慮して、人権尊重、自由・平等と調和させなければならない。」

国民への環境優先思想定着の効果は循環型社会の実現である。

直接・間接に幼少時から地球で生かされているということ、他との接し方、自我・欲望の制御、など本来の人間のあり方というものを身につけさせ、環境負荷を最小限にする。

環境をわきまえた自由・平等は尊重されなければならないが、過度の自由・平等の主張は環境に負担を与えることにつながる。

「公共の利益の増進」という主張も他との利害の衝突につながることもあり、「節度をもった公共の利益の増進」という考えに立つべきであり、また、「人権の尊重」も節度ある主張が望まれるものである。

このような論理で全ての法令を見直し、環境優先条項を規定する一括改正法に基づいたあらゆる法令の施行は、諸々の環境負荷を減少させることになる。

企業においても上記の論理で環境経営を推進することにより、循環型社会の形成に貢献すると共に、利益を安定させることができる。

その他・特記事項

小さな政府、無駄のない企業が実現すると経済活動が沈滞するという考え方もあるが、無駄のないところには活力が生じ、環境負荷の少ない新産業の展開、自立する高齢者家族を増やすなどして活性化し、循環型社会を目指しつつ、少子高齢化社会、成熟社会に対応していくことが望まれる。

I S O 1 4 0 0 や E A 2 1 の仕組み、各種環境関連法人は、莫大なエネルギーと資源を消費しており、それらがどの程度循環型社会形成に寄与しているのか、その全体の収支バランス（環境活動に要するエネルギー・資源と効果としての省エネ・省資源）を示さなければ国民的活動として発展していかないであろう。仕組みを立ち上げるとき、法人を設立するときに環境影響評価を行い、継続して環境影響に係る費用対効果の環境アセスメントが必要である。

環境は社会生活、人間生活の要である。

クリーンエネルギーと同じ意味合いのクリーンな環境保全のための仕組みの開発はこれからの循環型社会に不可欠である。

クリーンな活動、製品、及びサービスを提供する組織は、自発的に「環境への心づかいに注意深くしている」旨の情報開示をするよう国として推奨する、これを世界にも広げる、これがクリーンな環境政策である。